

1. 『核兵器禁止条約への署名・批准を政府に求めることについて』

広島・長崎に原爆が投下されて、今年で 74 年です。被爆者の平均年齢は 82 歳を超えました。私は今年 8 月 6 日に広島を、9 日に長崎を訪れました。街中いたるところで平和への願いに溢れていました。長崎の平和記念式典会場で港区平和青年団の千羽鶴を見つけ大変うれしく思いました。

私たちは今「被爆者のいる時代の終わり」にいます。「生きているうちに核兵器のない世界の実現を」と願う被爆者の願いに背を向け、平和式典のあいさつで核兵器の「か」の字にも触れない日本政府に憤りを覚えます。いったいどこの国の首相でしょうか。

2017 年 7 月 7 日、国連で 122 か国の賛成で核兵器禁止条約が採択されました。現在 70 か国が署名し、26 か国が批准しています。唯一の被爆国として日本政府は一刻も早く署名・批准をするべきです。来年 2020 年は NPT（核不拡散条約）発行 50 年の節目の年で、ニューヨークで再検討会議が開かれます。

港区は 1985 年 8 月 15 日に平和都市宣言し、核兵器の廃絶を広く訴えることを誓いました。また、港区も参加する「平和首長会議行動計画」でも核兵器禁止条約の早期締結をうたっています。

★それぞれ答弁を求めます

- ① 港区長として早期に核兵器禁止条約に署名・批准するよう国に要請すること。

【区長答弁】

ただいまの共産党議員団を代表しての福島(ふくしま)宏子(ひろこ)議員のご質問に順次お答えいたします。

最初に、核兵器禁止条約についてのお尋ねです。

まず、区として核兵器禁止条約に署名・批准するよう国に要請することについてです。

区は、平和都市宣言をした自治体として、平成 22 年 4 月、世界の都市が加盟する当時の平和市長会議に加盟いたしました。

平和首長会議の国内加盟都市会議は、平成29年8月と平成30年11月に、日本政府に対し、核兵器禁止条約の締結を繰り返し要請しております。

引き続き、平和首長会議に加盟する都市と連携し、核兵器廃絶と世界の恒久平和の実現を訴えてまいります。

- ② また、港区で毎年7月の終わりから8月15日まで平和展が開催されていますが、会場に「ヒバクシャ国際署名」が置かれていないのはなぜでしょうか？核兵器廃絶の大きな力となる署名を各会場に設置すること。

【区長答弁】

次に、平和展の各会場にヒバクシャ国際署名を置くことについてのお尋ねです。

ヒバクシャ国際署名については、区のホームページで、平和の取組の一つとして区民に紹介し、広く周知をしております。

来年度、区内5か所で開催する平和展の会場にヒバクシャ国際署名の署名用紙を置くことについては、管理上の課題もあることから、会場でヒバクシャ国際署名の取組内容を紹介するとともに、区のホームページでこの取組について紹介していることを御案内してまいります。

- ③ 併せて平和展の来場者数をカウントして把握すること。

【区長答弁】

次に、平和展の来場者数をカウントして把握することについてのお尋ねです。

平和展への来場者数については、各会場で、来場者に記入をお願いしている展示に関する感想・ご意見のアンケート数や配布資料の残部、来場者が折る、折り鶴の数から把握するように努めております。

今後、来場者数の把握について、よりよい方法を検討してまいります。

2. 『羽田新飛行ルートについて』

8月8日に国土交通大臣は、都心上空を低空飛行する羽田空港の新飛行ルートを2020年3月29日から運用開始することを発表しました。国は地方自治体や住民の理解を得ることが新飛行経路の前提条件だと明言していたにもかかわらずその約束を投げ捨て方針決定したことは断じて認められません。また、東京都知事がこれに同意し感謝するコメントを発表したことは大変遺憾です。

共産党都議団の情報公開請求で、東京都の意見表明にあたって事前に関係区市に議事内容の確認とともに「都の意見案」についての意見が求められ、すべての自治体が「なし」と回答していることがわかりました。町会など広範な地域住民から反対の声が上がり、港区議会には第2回定例会で5つの町会とみなとの空を守る会からの請願が出されているにもかかわらず、都の意見表明に異論を述べなかったことは、重大な背信行為です。

国土交通省の発表を受けて武井区長の発表したコメントには「区民から不安の声が寄せられており、情報の周知が十分ではないと考えている」「安全安心と生活環境を守る立場から国の責任において、区民の不安や疑問の払しょくに向けたきめ細かな情報提供や丁寧な説明を行うよう、国に対して強く求めていく」とあります。

区民を代表する区長として、この時期になって周知や説明を求める段階ではありません。関係自治体が見直し・撤回を求めることしか区民の安全を守るための道はないのです。

平穏に暮らしている人口密集地の上空に飛行機を飛ばすことは憲法が保障する『幸福追求権』の侵害であり憲法違反です。このようなやり方は日本の民主主義の崩壊に道を開き次世代に遺恨を残すものです。

① 港区長として国に対し、新飛行経路の運用開始決定の撤回を求めること

★答弁を求めます

【区長答弁】

次に、羽田空港の新飛行経路運用開始決定の撤回を国に求めることについてのお尋ねです。

新飛行経路の運用につきましては、国の航空政策として、国の責任において区民の理解を得て進めるべきものと考えております。

このため区は、新飛行経路運用開始決定の撤回を国に申し入れることは考えておりませんが、運用開始決定後も落下物や騒音等に対する区民の不安の声が寄せられていることから、今後も区は、区民の安全と生活環境を守る立場で、国に対し、区民へのきめ細かな情報提供を行うとともに、更なる安全対策や騒音対策等に積極的に取り組むよう、引き続き要請してまいります。

3. 『国公有地の有効活用について』

区政にとって特別養護老人ホームや園庭のある区立保育園の建設は、引き続きの大きな課題です。その際一番のネックは土地の確保です。

幸いなことに、区内には国有地、都有地がかなりあります。土地の確保は区民の施設要望を実現するうえで不可欠です。

- ① 当面、芝消防署跡地、解体のはじまった麻布警察署跡地の確保について、東京都に申し入れること。

★答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、国公有地の有効活用についてのお尋ねです。

区は、国公有地の動向について注視し、国や東京都に対し積極的に働きかけ、情報収集しております。

東京都に確認したところ、芝消防署跡地は、東京2020(ニーゼロニーゼロ)オリンピック・パラリンピック競技大会関連で活用する可能性があり、麻布警察署跡地は、来年4月頃に建物地上部の解体が終了の予定と聞いております。

いずれの用地も活用未定であることから、売却等を検討する際には、事前に情報提供するよう東京都に区の意向を伝えております。

今後も広く情報を収集し、区の施設整備に適した国公有地の取得に向け積極的に取り組んでまいります。

4. 『シルバーパスについて』

超高齢化社会を迎え、高齢者の生活を支え社会参加を促進するうえで、移動手段としての交通機関の充実とその利用の改善は重要な課題となっています。この点で2000年から東京都が実施している70歳以上の高齢者を対象としたシルバーパスの制度は、多くの高齢者に利用され、外出することが元気の源にもつながり介護予防の観点でも歓迎されています。

しかし同時に、制度発足当時は無料パスであったものがその後利用者の費用負担が導入され、現在は購入する際、住民税非課税または所得125万円以下の高齢者は1,000円、それ以外の高齢者は一律に20,510円がかかります。このため利用者が激減し、制度発足当初は全体で72%の利用があったものが2016年度には46%となり制度の趣旨である高齢者の社会参加、高齢者福祉の充実に逆行

するものとなっています。港区では現在 1,000 円で購入している方は 11,195 人で対象者の 34%、20,510 円での購入は 3,203 人で 9%と低い利用率です。

世帯の所得金額により購入額を変えている名古屋市や、介護保険料所得段階に基づいて購入額を決めている福岡市など制度の中身は全国で様々な工夫が見られます。購入可能年齢も 60 歳のところもありまた、運転免許返納者には無料で交付する自治体もあります。山形市は 75 歳になると購入金額が下がります。

港区ではゆりかもめへのシルバーパスの適応が高齢者の強い要望となっています。東京都は第 3 セクターの交通機関について、適用対象から外していますが横浜市、名古屋市、京都市、神戸市、広島市などの政令都市では第 3 セクターでの利用も認めており、要望に応えることが強く求められています。

港区として次の項目の実現を東京都に強く要望すること。

- ① シルバーパスの負担軽減を図るため、所得に応じた応能負担とすること
- ② ゆりかもめでの利用を認めること

★それぞれ答弁を求めます

【区長答弁】

次に、シルバーパスの費用負担軽減等を東京都に要望することについてのお尋ねです。

所得に応じた応能負担にすること及び、ゆりかもめで利用できるようにすることについてのご要望があったことにつきましては、機会をとらえ、東京都に伝えてまいります。

5. 『デイサービス事業への支援について』

港区の総人口は 25 万人を超え、そのうち高齢者は約 43,800 人で、要介護・要支援の認定者は約 9,100 人です。

介護サービス事業者ガイドブック「ハートページ」を見ると居宅サービスが 12 種類、地域密着型サービスが 7 種類と様々なサービスが繰り広げられています。

この中の通所介護（デイサービス）についてお尋ねします。

区内には16か所のデイサービスがあり、うち8か所は港区立の事業所です。地域密着型と呼ばれる定員が19人以下の事業所は8か所、すべてが民間です。デイサービスは介護が必要になった方でもできるだけ自立できるように、介護度を悪くしないためにもなくてはならない施設です。

しかし、港区内の民間事業所は家賃が高くて経営が厳しい状況があり、実際に閉鎖を余儀なくされるところが後を絶ちません。「サービス内容を充実するためには人手が必要だが運営を考えると増やせない。」「このままでは利用者が減ってしまうのではないか心配」との深刻な相談を受けました。

港区立の事業所は家賃がかからないわけですから施設運営を考えると労働条件や人件費の面で大きな格差が生まれてはいないでしょうか？これは直接利用者の方が受ける介護に差が生まれることとなります。

本来福祉は公的に公費で行うことが当たり前だと考えますが、現実ではデイサービスは民間活力に頼らざるを得ない状況です。

★それぞれ答弁を求めます

① 民間のデイサービス事業所に対しての港区独自の家賃補助を行うこと

【区長答弁】

次に、通所介護事業者への支援についてのお尋ねです。

まず、民間の通所介護事業所に対する区独自の家賃補助を行うことについてです。

介護保険制度における事業所の運営経費については、介護報酬により賄われていることから、事業所に対して区独自の家賃助成は行っておりません。区内事業所からは、事業運営には不動産等の経費負担が大きい等の意見があります。

このことから、区は、都心区港区の実情を反映した港区介護保険レポートを作成し、不動産等経費の介護報酬に勘案することを平成25年度から、国に提言してまいりました。

引き続き、事業所が適正に事業運営を行えるよう、国に対し、提言してまいります。

② 民間事業所の経営状況を把握し、利用者への対応に格差が生じないよう港区として責任を持つこと

【区長答弁】

次に、経営状況の把握と利用者への適切な対応についてのお尋ねです。

平成 30 年 10 月の介護保険法施行規則改正により、経営状況を把握するための決算報告書等の提出義務がなくなっております。

介護保険制度では、介護サービスの水準を保つことを目的としており、区では、介護サービスの質の確保や適切なケアマネジメントによる介護サービスの提供を図るため、介護保険法に基づく実地指導により、事業運営基準が適正に実施されているかを確認し、指導、助言を行い、必要に応じて是正を促しております。

今後も、利用者が公平公正に介護サービスを利用できるよう、事業者に対し、適切に指導してまいります。

6. 『子どもたちの通園・散歩時の安全確保について』

5 月から 6 月にかけて区内全保育園対象に安全点検調査が行われ、現場目線での危険個所が寄せられました。その数はなんと 600 か所に迫るとお聞きしました。

これを見ると、地域によって危険の種類が大きく異なることがわかります。特徴としては芝浦・港南地域では青信号が短く渡り切れないという声が多いことです。複数の園から指摘されているのは「港南小学校前」で 5 歳児でも渡り切れないとのこと。また、芝地区の「芝公園グラウンド前」の信号も複数の園から指摘されています。延長ボタンを押しても間に合わないと言うのです。これは待ったなしで改善する必要があります。一方、白金地域や麻布地域は道幅が狭いところが多く、見通しが悪いことで危険を感じるケースが特徴です。ガードレールはあっても歩道が狭く散歩用のバギーが通れないという現状は深刻です。園庭のない保育園は散歩に出ることが必然ですから散歩車が通れなくては困るのです。

目黒区では子どもたちが安全に公園まで移動する手段として、区独自で送迎バスを走らせています。港区でも安全な移動手段として独自の施策が必要です。事故があってからでは遅いのです。また、園庭の有るか無いかで保育内容に格差が生じることはあってはなりません。

★それぞれ答弁を求めます。

- ① 指摘された危険個所を早急に調査し、改善すること。

【区長答弁】

次に、子どもたちの通園・散歩時の安全確保についてのお尋ねです。

まず、危険箇所の早急な調査と改善についてです。

区は、本年5月に発生した滋賀県大津市の事故を受け、直ちに公私立保育園等の散歩経路等の緊急安全点検を実施いたしました。

現在、総合支所の区域ごとに、道路管理者や警察等と連携し、危険箇所の確認や対策を行うための合同点検を、9月末の完了を目指して開始しております。

今後、区は、合同点検の結果を踏まえ、区道におけるガードレールやカーブミラーの設置などに取り組むとともに、国や東京都及び警察などの関係機関に対し、迅速な対策の実施を働きかけてまいります。

- ② 園の要望に応じて、散歩時の安全確保ための人員を増やすこと。

【区長答弁】

次に、散歩時の安全確保のための人員を増やすことについてのお尋ねです。

区では、私立認可保育園が基準を上回る保育士の配置や、地域の多様な人材を活用して保育体制を強化できるよう、保育体制強化補助金などにより、独自に支援を行っております。

私立認可保育園等では、これまでも散歩時の安全確保には十分配慮しておりますが、今回の保育施設の散歩経路等の合同点検の結果も踏まえながら、私立認可保育園等との意見交換や区の補助制度のさらなる周知や働きかけを行ってまいります。

- ③ 遊び場までの移動手段として、港区独自で送迎バスを走らせること。

【区長答弁】

次に、港区独自で送迎バスを走らせることについてのお尋ねです。

区は、昨年度、園庭のない私立認可保育園の外遊びの場所の確保に向けて、送迎バスによる移動支援を行う先行自治体の実施状況を調査いたしました。その結果、港区の状況を見ますと、先行自治体と比較して、子どもたちが安全に送迎バスを乗り降りできる駐車場つきの大きな公園が少ないなどの課題があることがわかりました。

区では、園庭のない保育園の保育環境の充実を図るために、区立認可保育園の園庭などを提供しております。

引き続き、送迎バスの移動の支援も含め、外遊びの場所の確保策について検

討してまいります。

- ④ キッズゾーンの指定を急ぐとともに、車両のスピードの規制や違法駐車に関して関連機関とともに「歩行者優先」「子どもの命を守る」視点で対策を急ぐこと

【区長答弁】

次に、関連機関とともに対策を急ぐことについてのお尋ねです。

現在、総合支所の区域ごとに実施している合同調査を踏まえた改善点につきましては、区と道路管理者である国や東京都、警察がそれぞれ情報を共有することとしております。

キッズゾーンの指定や車両の速度規制などの対策が必要な箇所につきましては、区からも交通管理者である警察に対して、できるだけ早期に改善できるよう、要請してまいります。

7. 『加齢に伴う難聴者に補聴器購入費用の助成について』

耳が遠くなりコミュニケーションをとることが難しくなった高齢者は、家庭の中でも社会的にも孤立し、引きこもりがちといわれています。一方、早めに補聴器を使うことで難聴の進行を抑え、社会生活を送るうえでの障害を取り除くことが可能です。

世界保健機構（WHO）では41デシベル以上に補聴器をつけることが推奨されています。この時期に放置すると気付かないうちに進行し、認識できない音が増えていきます。だから早期の補聴器装着が必要なのです。しかし、補聴器は20万～50万円と高価で、年金暮らしの高齢者には手が届きません。

全国でも補聴器購入の補助制度が広がっています。23区では千代田区など9区が補助しています。

難聴の進行を抑えるうえで、早期発見が重要です。区の職員は、労働安全衛生法に基づき、聴力検査を実施していますが、区民健診には聴力検査の項目がありません。

第2回定例会で、港区医師会が行っている「高齢者難聴の早期発見のための聴力検診」を紹介し、医師会の意見を聞き、「高齢者難聴検診」のお知らせを区民健診の案内に同封することなど、区民に知らせる手立てを検討することを提案しましたが、何の相談もしていないとのことでした。

★それぞれ答弁を求めます。

- ① 港区でも早急に、加齢性難聴者の補聴器購入費用の助成を実施すること。

【区長答弁】

次に、加齢に伴う難聴者に対する補聴器購入費用助成についてのお尋ねです。

まず、費用助成を早急に実施することについてです。

区では、本年7月、高齢者相談センターやふれあい相談員、各地区総合支所区民課に寄せられた耳の聞こえに関する相談内容を把握するための調査を実施いたしました。補聴器の使用で聞こえが改善したという声がある一方で、雑音が多いなどで使用をやめたという事例もありました。

今後は、高齢者一人ひとりの状況に適した補聴器の種類や機能、その効果について、港区医師会の協力を得ながら医療機関等に確認するなど、調査・研究してまいります。

- ② 特定健康診査、基本健康診査で希望する人には難聴検査を実施すること。

【区長答弁】

次に、特定健康診査等で希望する人に聴力検診を実施することについてのお尋ねです。

聴力検診の実施に当たっては、専用の機器であるオーディオメータと静かな検査室が必要となります。

現在、区では、特定健康診査や基本健康診査の受託医療機関における、聴力検査が可能な環境の整備状況について把握はしていませんが、受託医療機関は内科が多いことから、整備がされていない医療機関も相当数あると推定されます。

今後は、港区医師会の協力を得ながら、各医療機関の状況を把握してまいります。

- ③ 港区医師会と相談を早急に行うこと。

【区長答弁】

次に、港区医師会の「高齢者聴力検診」を区民に周知することについてのお尋ねです。

医師会では独自事業として「高齢者聴力検診」を実施しており、区はこの検診の受診状況や周知について、医師会から情報提供を受け、課題等につい

て共有しております。

現在、「高齢者聴力検診」は18医療機関で実施しており、区民に広く周知し実施するためには、受け入れ先となる専門医療機関の確保が必要な状況と聞いております。

今後は、現在の事業の実施規模に合わせた適切な区民への周知方法について、医師会の意向を踏まえながら検討してまいります。

8. 『3歳児健診の眼科健診について』

3歳児健診の眼科健診で、弱視を見落とすと、一生回復しないことが分かっています。健診で発見するためにはスコープを利用した検査機器の導入が必要です。これまで榎本茂議員も、早期発見の為にスコープの導入を求める質問をしています。質疑のやり取りを聞いていて、子どもの視力の一生に関わることなのに、なぜ導入しようとならないのか不思議でなりません。

榎本議員も指摘している通り、絵指標を使っての家庭任せの検査では全く解決になりません。視覚訓練士による検査が実施されていますが、スコープの導入でさらに精度を高める必要があります。

子どもの視力の発達は8歳ごろに完成するといわれています。弱視とは、この視力の発達が妨げられ低視力になることです。弱視の疑いがある場合には視力の発達が見込める早い時期での治療が不可欠です。その時期が3歳児健診です。

3歳児健診で弱視を見逃すと一生視力が回復しません。

① 弱視の早期発見のため、3歳児検診にスコープ検査を導入すること。

★答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、3歳児健診の眼の検査においてスコープ検査を導入することについてのお尋ねです。

スコープ検査機器のうち他覚的屈折検査機器は、斜視や屈折異常による弱視のスクリーニングができ、弱視発見率の向上に一定の効果があると言われております。

一方、検査を導入するためには、適正な検査を行うための薄暗い部屋等の確保、人的配置をはじめとする健診全体の見直しのほか、区として判断基準

を定める必要もあるなど、いくつかの課題があります。

今後は、こうした検査機器導入に向けての課題の解決に取り組んでまいります。

9. 『青山地域での生鮮三品が購入できる店舗の確保について』

「青山ピーコックストアの閉店」以降、青山地域（西麻布・赤坂・渋谷区を含む）では、生活するうえでなくてはならない生鮮三品や日用品を購入できる店舗の確保が重要な課題となっています。

党区議団の提案を受け、赤坂総合支所街づくり課のみなさんの努力もあり、都営青山北町アパート（北三団地）内に八百屋さんが出店しました。

また、現在建設中の都営住宅の隣に、都有地を使って高級マンションを含む民間の開発が進んでいます。そこに生鮮三品や日用品などが購入できる店舗の誘致を要請しています。来年5月には完成予定です。

★それぞれ答弁を求めます。

- ① 都営住宅の移転後も八百屋さんの移動販売を継続すること。

【区長答弁】

次に、青山地域での生鮮食料品取扱い店舗の確保についてのお尋ねです。まず、都営住宅移転後も青果物の移動販売を継続することについてです。

本年4月から都営青山北町アパート敷地内において、移動販売を開始し、地域の方々から大変好評をいただいております。

東京都は、老朽化により取り壊す当該アパートの隣接地に都営住宅を建設し、当該アパートにお住いの方々は、令和元年12月ごろから引っ越しを始める予定です。

新たな都営住宅の敷地内においても、地域の方々が続け買い物ができるように、青果物の移動販売について、東京都及び事業者と協議してまいります。

- ② 青山地域で鮮魚類の移動販売ができるよう、引き続き努力すること。

【区長答弁】

次に、鮮魚類の移動販売ができるよう努力することについてのお尋ねです。区は、鮮魚類の移動販売に向けて、赤坂地区管内の鮮魚店に対し、鮮魚類の移動販売をお願いしましたが、人手不足等で難しい旨の答えをいただきました。

引き続き、鮮魚類の移動販売について、情報収集を行い、青山地域で鮮魚類の移動販売ができるよう努めてまいります。

- ③ 建設中の民間マンションへの店舗の誘致が実現するよう、事業主に強く働きかけること。

【区長答弁】

次に、店舗の誘致を事業者に働きかけることについてのお尋ねです。

区は、本事業の実施当初から、地域の暮らしに必要な生鮮3品などを含む日常の買い物ができる施設の誘致を事業者に要望してまいりました。

本年8月にも改めて要望しており、事業者からは、計画地内に設けられる店舗が決定する令和2年春ごろに向けて、食料品を取り扱う店舗の誘致を検討していくと回答を得ております。

今後も、地域の方が安心して買い物ができる生鮮3品などの店舗の誘致について、引き続き事業者に対し、働きかけてまいります。

10. 『(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業について』

第2回定例会の代表質問で、「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」について、神宮外苑の再開発について撤回を求めました。私たちの区議団ニュースを見た区民やそれ以外のたくさんの方から「こんな計画本当なのか?」「絶対にやめてほしい」との声が寄せられています。この計画は景観、環境、文化、貴重な緑等を根底から破壊するものであり、明治神宮の外苑としての歴史的な成り立ち、文化的価値をもないがしろにするものです。

地権者である明治神宮、日本スポーツ振興センター(JSC)、伊藤忠などが関わり、三井不動産がまとめた計画の問題点を繰り返しになりますが再度述べておきます。

- 1 神宮外苑の貴重な景観が破壊される。
- 2 近隣住民への配慮が全くなく、緑を破壊する。
- 3 風害が耐え難いものになる。
- 4 神宮外苑にホテルはなじまない。
- 5 都心での貴重なスポーツ施設がなくなる。です。

神宮外苑は、スポーツ愛好家にとってなくてはならない場所です。ところが今計画ではテニスコート(室内も含む)がなくなってしまう危険が大です。一部

室内にスポーツ関連施設が計画されるようですが、スポーツ愛好家を追い出すものです。

港区は、神宮外苑いちょう並木周辺を「景観形成特別地区」に指定し、景観を何よりも大切に守る地域とし、『景観重要公共施設』として神宮外苑いちょう並木を位置づけています。

区民の憩いの場を取り上げるような乱暴な開発、景観を破壊する計画は港区としても断じて許せないはずです。第2回定例会でも区長から三井不動産など事業者に対し計画の白紙撤回を求めるよう提案し、区長は、「今後の具体的な開発計画に関する協議に当たっては、区が目指すまちづくりの実現に向け、事業者を適切に指導、誘導していく」と答えました。

① 区の景観の位置づけからして再開発計画自体が大問題なのですから、計画の撤回を求めること。

★答弁を求めます。

【区長答弁】

最後に、(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業についてのお尋ねです。神宮外苑銀杏並木周辺は、区を代表する景観の名所の一つであり、区民のみならず、多くの方々が集い、憩う歴史ある貴重な緑であると考えております。

区は、港区景観計画においては、銀杏並木が演出する、四季の彩りと風格ある眺望景観の保全を景観形成の目標としております。

今後の具体的な開発計画に関する協議に当たっては、景観を含め、区が目指すまちづくりの実現に向け、事業者を適切に指導、誘導してまいります。

よろしくご理解のほどお願いいたします。

《再質問》

羽田空港の新飛行経路運用開始決定の撤回を国に要請することについて

《質問要旨》

先日の議員向け学習会において、国は着陸時の進入角度を3度から3.5度に変更することで騒音対策になると説明していたが、専門家は着陸のやり直し等による騒音のリスクが増えることや、尻もち事故の危険も増えると指摘している。

新ルートの運用開始決定を撤回するよう国に求めることを強く要望するがどうか。

《区長答弁要旨》

区民からは、計画の発表当初から騒音や落下物に対する不安の声が寄せられており、区はこれまで、国に対し、安全対策や騒音対策など、さまざまな取組を要請してきた。

新ルート運用開始決定の発表後においても、区民から不安に思う声、初めて計画を知ったという声が寄せられている。

引き続き区は、区民の安全・安心、生活環境を守る立場から、区民等へのきめ細かな情報提供を行うとともに、区民の不安の払しょくに向けて、安全・安心や生活環境を守る対策等について積極的に取り組むよう、引き続き国に要請していく。